

高齢者肺炎球菌ワクチンの助成が受けられます



2023年度に対
象となる方

今年度（2023年度）の名護市の助成対象者にお知らせしています。

ワクチンの助成を受けるにはいくつか条件がありますので、下記を必ずお読みの
うえ、医療機関で接種してください。市役所窓口での手続きは不要です。

定期接種として受けれるのは2023年度 生涯1回です。今年度以外では助成
を受けることはできませんので対象者の方は是非接種して下さい。

※新型コロナワクチン接種を受ける方は前後2週間以上の間隔を空けて接種するよう
に注意してください。

65歳	昭和33年4月2日生	～	昭和34年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生	～	昭和29年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生	～	昭和24年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生	～	昭和19年4月1日生
85歳	昭和13年4月2日生	～	昭和14年4月1日生
90歳	昭和8年4月2日生	～	昭和9年4月1日生
95歳	昭和3年4月2日生	～	昭和4年4月1日生
100歳	大正12年4月2日生	～	大正13年4月1日生

*60歳以上65歳未満の方では、身体障害者手帳1級程度の方で、①心臓・②腎臓・③呼吸器・④ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害のある人のみ、助成の対象です。身体障害者手帳の写しか診断書が必要です。

■接種条件

- チェック欄 ①名護市に住所(住民票)がある方
- チェック欄 ②本人が接種を希望していること
- チェック欄 ③高齢者肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を過去に一度も
接種したことがない方

→自費公費に関係なく、過去に1度でも接種したことのある方は、助成対象外になります。
同封の予診票は捨ててください。

■助成金額 全額助成(自己負担なし) ※特別防衛施設周辺整備調整交付金による助成

※上記対象者年齢で初めて接種される場合のみ全額助成(無料)です。

■接種期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

■接種場所 名護市の指定医療機関(裏面)

持参するもの 予診票、健康保険証、予防接種手帳(あれば)*生活保護世帯の方は生活保護証明書

*60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる障害のある方は、
身体障害者手帳(1級程度)の写しまたは診断書

【なぜ必要か】



肺炎は、日本人の死因の第5位で、死亡者の98%以上が65歳以上の方です。ワクチンは多くの肺炎の原因となる肺炎球菌感染を防ぎ、肺炎予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

【接種履歴等の記録保管のお願い】

65歳の方には「予防接種手帳」を同封しています。今回の接種を記載してもらい(既に持っている方も)大切に保管してください。「予防接種手帳」のない方は医療機関で接種済証等を発行してもらってください。また、再発行を希望する方は健康増進課窓口へ直接いらっしゃってください。

